

TAKATSUKI

第100号

令和3年1月

# ★ 農委だより

編集・発行  
高槻市農業委員会  
〒569-0067  
大阪府高槻市桃園町2番1号  
TEL 072-674-7421

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

新年明けましておめでとう  
ございます。皆様におかれま  
しては、謹んで新春をお迎え  
のことと心からお慶び申し上  
げます。また、平素から農業  
委員会活動に各関係機関の  
方々のご理解とご協力をいた  
だき、心より厚くお礼申し上  
げます。

昨年は新型コロナウイルス  
感染症の拡大により活動が大  
きく制限され、農業者の皆様  
をはじめ、国民が生活スタ  
イルの変更をも余儀なくされ  
た一年でありました。まだ予

## 令和3年 新年のごあいさつ

新年明けましておめでとう  
ございます。皆様におかれま  
しては、健やかに新春をお迎  
えのこととお慶び申し上げます。  
また、日頃は、本市の農  
業施策をはじめ市政全般の推  
進に対し、格別のご高配を賜  
り、厚くお礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス  
が全世界に猛威を振るい、我  
が国においても緊急事態宣言  
が4月に発令されるなど、国  
民生活に大混乱をもたらした  
一年となりました。新年を迎  
えても、未だに感染収束の兆

断を許さない状況ではありま  
すが、一日も早く、平穏な日  
常生活が取り戻されるよう願  
うものでございます。



農業委員会 会長  
橋長 俊彦

ますと、本年は「特定生産緑  
地」の指定手続きの受付期限  
を迎える年となります。これ

は、本農業委員会が  
かねてから市に対し

しが見通せない中、  
日々、医療現場で治療に尽力  
されている医療従事者の皆様  
に心から敬意を表します。  
さて、農業者の高齢化、担



市長  
濱田 剛史

い手不足、有害鳥獣被害、遊  
休農地の増加等、営農環境を  
取り巻く課題は山積しており、  
今後の地域農業をより良い方

て、農業者に寄り添った条例  
改正、並びに制度の周知活動  
を求めてきたものとなります。

今後委員一丸となり、担  
い手への農地利用の集積・集  
約化、遊休農地の解消・防止  
や新規参入の促進など喫緊の  
課題解決に向けた活動に、農  
業者を代表して邁進すると  
もに、引き続き、都市部にお  
ける農地保全の重要性を訴え  
続けていく所存でございます。

結びに、皆様のご健勝とご  
多幸を心からお祈り申し上げ  
るとともに、希望に満ちた明  
るい年となりますよう祈念し、  
新年のご挨拶といたします。

向に進めていくために、関係  
者が連携して検討していくこ  
とが重要となっております。

本市といたしましたも、貴  
委員会から提出された「農地  
等利用最適化推進施策等に関  
する意見」を踏まえつつ、令  
和3年度を計画最終年度とす  
る高槻市農林業振興ビジョ  
ンの着実な実践と、令和4年  
度からスタートする次期新ビ  
ジョンの策定について、農業  
者の皆様との連携を図りなが  
ら、鋭意取り組んで参ります。  
今後とも、皆様のご理解とご  
協力をお願いいたします。

高槻市農業委員会  
会長

副会長

常任委員

農業委員

農地利用最適化  
推進委員

事務局長

- |       |       |       |       |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |      |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 橋長 俊彦 | 阪口 和義 | 高谷 敏宜 | 辻本 豊廣 | 堤井 博 | 藤井 博 | 岩村 玲子 | 中村 玲子 | 灰垣 和美 | 橋本 重治 | 橋本 吾周 | 藪内 正義 | 山本 正義 | 渡邊 美広 | 畑 秀春 | 石田 和義 | 下村 正人 | 木下 仁志 | 植田 信夫 | 門川 信進 | 谷口 幸隆 | 藤井 靖之 |
|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

職員一同

## 令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見 特定生産緑地制度の更なる周知など要望 昨年12月に市長から回答



橋長会長（写真前列左）から濱田市長（同右）へ  
意見書を手交

昨年10月2日、橋長会長から濱田市長に手交した、「令和3年度高槻市農地等利用最適化推進施策等に関する意見」に対し、昨年12月25日に市長から回答がありました。意見書は、令和3年度の高槻市の予算に「農業者の声」を反映するため、農業委員会が農業者の意見を取りまとめたものです。本号では、意見書（主要な4項目）及び回答をご紹介します。

### 【目次】

- 1 都市農業振興施策全般について……………3面
- 2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について…3・4面
- 3 農地の保全に向けた農業施設の整備について……………4・5面
- 4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について…5・6・7面

### ▼令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見 「はじめに」

本市農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、平成29年に農業委員14名及び農地利用最適化推進委員7名による新たな体制となり、本年7月には、法改正後2回目となる委員の改選が行われたところである。

また、昨今、全国各地で甚大な被害をもたらす豪雨災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、農業者にとっても大変厳しい状況が続いている。

一方、国は、都市農業の果たす役割として、単に食糧生産の場だけに留まらず、災害時における貴重な防災空間や豪雨被害を軽減する天然の貯水施設としてのほか、良好な景観の形成にも寄与していることなどを高く評価し、平成27年に「都市農業振興基本法」を制定したことを皮切りに、「生産緑地法」の改正や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の制定等、関連法の整備を相次いで行った。

本市の農業は「都市農業振興基本法」に定義される、まさに「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」であり、都市住民の農業への理解のもと、これを継続させていくことが求められる。また、同時に生産者と消費者との距離が近いことから、「地産地消」の推進や「安全・安心な農産物の供給」などについて、重要な役割が期待されることである。しかし、本市の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加に加え、市内農家の大半が自給的農家や小規模販売農家であるため、担い手への農地集積・集約化が進まない状況にある。

これまで本市農業委員会は、委員一丸となり市内の農業者の先頭に立ち、地域の諸問題の解決や市内の農業振興を図るとともに、優良な農地の保全に全力で取り組んできた。今後も「担い手への農地の利用集積・集約化」、「農業経営を営もうとする者の育成と確保」、「遊休農地の発生防止・解消並びに農地の適正利用」など、本市農業委員会の重要な責務である「農地等の利用の最適化の推進」に向け、新たに選任された農業委員と農地利用最適化推進委員、総勢21名が一致団結し、取り組んでいく所存である。また、これらの取組をより効果的に進めていくため、市や農業関係団体などの関係機関と緊密な連携を図ることが重要であると考えます。

このたび、本市農業委員会においては「農業委員会等に関する法律」第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめたので、本市の農業の持続的発展のため、令和3年度予算編成にあたり、次の事項について所要の措置を講じられたい。

# 1 都市農業振興施策全般について

## ① 生産緑地法の改正に伴う対応

生産緑地法の改正に伴い「特定生産緑地制度」が創設され、令和4年から運用が開始される。市においても制度の利用促進や利用を希望する農業者のスムーズな手続きのため、農業者に寄り添った周知活動や指定に取り組みました。

### 〈回答〉「特定生産緑地制度」

につきましては、令和元年度から指定手続きの受付を開始し、説明会を実施するなど周知に取り組んでいるところであります。今後も都市農地の保全に向けて、引き続き農業関係団体や関係部局と連携しながら周知等に取り組み、指定を進めてまいります。

## ② 受託組織に対する支援



都市部の貴重な空間となる生産緑地

担い手不足を一因として、遊休農地が増加しており、雑草の繁茂や害虫の発生源となることで近隣の営農にまで支障をきたす事態が生じている。地域においてもJAたかつきと連携し、担い手の育成や受託組織の結成に取り組んでいるものの難航しており、行政主導型の制度づくりも含めた支援を検討したい。

### 〈回答〉受託組織につきま

しては、JAたかつきが取り組む農作業受託事業、後継者育成事業の取組に対する支援をはじめ、地域農業の担い手となる受託組織の育成などに、引き続きJAたかつきや農業関係団体と連携を図り、取り組んでまいります。

## ③ 農業用機械共同化に対する支援

農業用機械の共同化に対する支援について、現在は大阪版認定農業者に対する支援制度を活用し実施されているが、この制度対象外となる地域共同事業及び個人受託事業に対しても市の施策において支援を検討したい。

### 〈回答〉農業用機械の共同

化につきましては、大阪府と連携を図りながら、大阪

## ④ 優良な担い手の確保に向けた取り組み

これまで地域の農業を支えてきた担い手の高齢化が進み、離農や営農規模縮小が進む中で、市内の遊休農地も増加傾向にある。地域や関係機関と連携して、優良な担い手の確保や育成等の支援に取り組まれたい。

### 〈回答〉地域の農業者や大阪

府と連携し、市内新規就農者の技術指導や農地拡大等のサポートを行うことで、認定新規就農者を育成し、担い手不足の解消に努めてまいります。

## ⑤ 農業経営を継続していくための税負担等の軽減

相続税納税猶予制度の維持を国に対し働きかけるとともに、免除の確定までの期間については、後継者が不足している現状を鑑み、現在の終身から20年に短縮されるよう働きかけられたい。また、優良農地に対しては、相続税や固定資産税等の税負担がさらに軽減されるよう、国に対して働きかけられたい。

### 〈回答〉相続税納税猶予制度

の維持・継続をはじめ、猶予期間の短縮、また優良農地における税のさらなる減免につ

## ⑥ 小規模な農地の集約化事業の推進

畦畔除去等による農地の区画拡大のため、基盤整備に係る工事費を補助する「小規模基盤整備事業」が市において創設されたが、さらなる農業者に対する本制度の周知を通じ、農業者が効率的・経済的な農業を営むため、農業者の要望に応じた事業を積極的に推進されたい。

### 〈回答〉小規模基盤整備事業

につきましては、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

## ⑦ 営農活動への支援

学校給食における地産地消の推進

# 2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

学校給食において、地域で作られた農産物を提供するこ

とは、次代を担う子どもたちに地域の農業への関心を深め、また、地域の良き食文化を守り伝えるという点で大き

一人ひとりの農業者を応援する  
**農業者年金**

国が定める 負担が小さくなる  
**担い手積立年金**

**農業者年金・6つのポイント**

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金
- ③ 保険料は自由に決められる
- ④ 終身年金。80歳前になくなった場合には死亡一時金あり
- ⑤ 税制面で大きな優遇
- ⑥ 保険料の国庫補助

な役割を果たしている。地域の農業者が意欲的に取り組めるよう、すべての学校給食に地元の高槻産農産物の使用枠を設定するとともに、生産価格に見合う買取り価格が実現するよう支援されたい。また、市において学校給食での高槻産農産物の使用に取り組みられているが、学校以外の公共施設での使用についても検討されたい。

〔回答〕高槻産農産物につきましては、引き続き学校給食において可能な限り使用できるよう努めてまいります。また、高槻産農産物の使用枠は確保しており、それを満たすよう生産者に供給量の増加を働きかけるほか、学校以外の公共施設での使用についても検討してまいります。

② 学校学習田 支援事業について

学校学習田事業は、今年度は新型コロナウイルスの影響により例年通りの事業実施は困難ではあるが、



学習田で稲刈りに励む小学生たち

子どもたちに食の大切さを教えるのみならず、農地が地域の良好な都市環境の形成や景観の維持等多面的な機能を果たしていることを教える貴重な体験の機会でもあるため、今後も事業を継続していくために補助を継続・拡大されたい。

また、学校学習田事業を引き受けている多くの地元実行組合の構成員の高齢化が進行しており担い手が減少しつつある。近い将来、地元実行組合だけで学校学習田事業を実施することが困難となり、一般の都市部の住民やPTAを始め保護者等も含めた組織づくり、さらには事業内容自体

の見直しが必要になることも想定される。地域と行政、特に教育委員会が、より連携を密にして情報や問題を共有し、対策を講じられたい。

〔回答〕本事業は、児童が農業や自然環境、食に対する理解を深めるだけではなく、地域・保護者の方々とともに力を合わせて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から規模が縮小になったものの、小学校31校で実施させていただきました。今後も予算確保に努めるとともに、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援していきたいと考えております。また、頂戴しましたご意見等については、関係機関において、情報共有が図られるよう努めてまいります。

③ 高温障害対策

気温が2℃上昇すると、米の収穫量は全国平均で約3%減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われているなか、近年高温状態が続いている。これらの対策の1つとして、各地の農業研究センターでは、高温に耐えられる新品種が続々と開発されている現状にある。市においても各地の情報収集と収集した情

報の提供に努めておられるが、もう一步踏み込み、高温に耐えうる品種を早急に大阪府の奨励品種とするよう強く働きかけるとともに、高槻ブランド米として積極的にPRされたい。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

〔回答〕水稲の高温障害につきましては、本市において直接的な影響が発生しているという情報は把握しており

① 農道や水路等の整備

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展のためには欠かせない。また、市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

② 農業用水の確保対策

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展のためには欠かせない。また、市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、地域からの要望に応じて、井戸の新設に対して支援されたい。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農業用水の渇水対策のみならず、防災対策としても意義があるため早期に実施されたい。

〔回答〕地元農業関係団体等が管理する農業用水路等の農業施設の老朽化対策に係る予算については、地元農業関係団体等と協議・調整の上、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。また、これら施設の点検作業や保守管

りませんが、現在、大阪府においては高温耐性に優れた「にこまる」が産地品種銘柄に設定され、異常高温下において収量の低下が少ないものと聞いております。引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。

〔回答〕地元農業関係団体等

が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。

③ 農業基盤保全事業の利用推進

農業施設の老朽化については、地域においても計画的に農業基盤保全事業を活用し、整備を実施しているものの、実施できていない施設も多いのが現状である。市においてもさらなる補助の拡充を検討されたい。また、農業経営のより一層の効率化を推し進めるため、農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畦畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の工事であるという要件を撤廃されたい。

〔回答〕 農業施設の老朽化等の対策につきましては、引き続き、農業基盤保全事業の計画的かつ効果的な活用をお願いいたします。市が管理している農道や水路につきましては、適正な維持管理に努めてまいります。

農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります。複数年度にわたる事業の実施が可能となっております。また、

採択要件を緩和した需給調整促進特別対策事業がありますので、一般土地改良事業の要件に満たない小規模な事業はそちらをご活用ください。

④ 農地の地力の増進への支援

安全・安心な農産物を生産する基本は地力の増進である。レンゲは緑肥として極めて有効なだけでなく、地域住民の憩いの場として良好な住環境にも寄与している。現在も希望者へ種子の配布を実施されているものの、要望数量に足りておらず、さらなる支援の拡充を実施されたい。

〔回答〕 レンゲの利用につきましては、地力増進や良好な景観形成、さらには市民への憩いの場の提供に寄与していることから、数量確保に努めながら、引き続き希望者へ種子の配布を行い、普及促進を図ってまいります。



一面に咲く三島江のレンゲ畑

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

① 有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害は近年特に深刻化している。国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市においても地域主導による対策を謳う本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

たい。

(I) 市において従来から実施されてきた有害鳥獣対策事業の予算を増額し、各種補助施策について、一律5割の補助を実現されたい。

〔回答〕 予算につきましては、被害状況を踏まえ、本事業に対する農業者の需要も高いことから、引き続き予算の確保に努めてまいります。

(II) 有害鳥獣の被害対策として防護柵の設置にあたり、補助の拡充に取り組みされたい。また、電気柵の設置やその維持費、既存防護柵の補修等にも補助範囲を拡大されたい。

〔回答〕 有害鳥獣の被害対策として防護柵設置に対する事業につきましては、被害状況等を踏まえ、引き続き予算の確保に努めてまいります。電気柵につきましてはバッテリー等を含めた資材及びその更新について補助対象となっております。また、既存柵につきましては、自然災害にかかる補修について補助対象となっておりますのでそれぞれご活用ください。

(III) 有害鳥獣の防除対策として捕獲檻の設置にあたり補助の拡大に取り組みされたい。

従来の囲いわな・箱わなだけでは効果的な防除が出来ていないことから、くくりわな等の使用許可及び監視機能付囲いわなの設置に向け取り組まされたい。

〔回答〕 有害鳥獣の防除対策としての捕獲檻の設置につきましては、国事業を活用し設置数の拡大に努めるとともに、地域農業者と協議し、既存檻の再配置等の有効利用を図ります。

また、捕獲檻・囲い畝以外の畝につきましては、危険性や運用面に課題があることから、対象としておりません。

(IV) 近年はサルやカラス等の従来の柵やわなでは対処できない鳥獣による農産物の被害が増加傾向にある。これらも含めた防除対策を強化されたい。

〔回答〕 サルやカラスによる農作物への被害対策につきましては、有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用をご検討ください。

(V) 農産物に被害をもたらす鳥獣は下記に列記するようにより多岐にわたっており、地域によって被害状況も異なる。そのため、市においても地域における被害状況を調査した上で、効果的な対策を実施するとともに、捕獲対象についても近年被害が増加傾向にあるサルやハクビシンを筆頭に



有害鳥獣対策のため設置された檻

追加指定を実施する等の対応を実施されたい。(農産物に被害をもたらす鳥獣)イノシシ、シカ、サル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、スズメ等

〔回答〕農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の対応につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。

②ジャンボタニシの駆除  
ジャンボタニシの生息域が市北部に広がりつつあり、水田の被害も年々増加している。現在は、各々の農業者で

捕獲や薬剤配布等の駆除・防除作業を実施しているものの、面的な一斉駆除を行わない限り、根絶は困難である。既に他自治体では駆除に向けた支援を開始しているところもあり、早急に被害状況の調査を実施するとともに、駆除・防除を推し進めるため、薬剤費の補助を検討されたい。

〔回答〕ジャンボタニシの被害防除につきましては、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いいたします。なお、面的一斉駆除や農薬等に対する支援につきましては、

各農業者や実行組合等で対応をお願いしたいと考えておりますが、大阪府や関係団体と連携して被害防除に向けた情報提供に努めてまいります。

③不法投棄への対策  
農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされており、特に空き瓶やペットボトル、空き缶の投棄は、農業用機械が損壊する原因とな

るのみならず、農業者自身が怪我をする原因にもなりうる。「高槻市まちの美化を推進する条例」を改正し、個人の農地や山林への投棄も規制の対象に含めるとともに、悪質な違反者に対しては、罰則規定を設けることで、実効性のある運用に取り組みされたい。また、農道も含めた道路に面した農地に対するゴミの不法投棄を抑制するため、市において道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対して、新たに補助制度の創設することを検討されたい。

〔回答〕不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や懲役等の罰則が設けられております。公共の場所へ不法投棄があった場合には、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察へご相談ください。



毎月行われる農業委員会定例総会

きたして、関係機関と連携し、迷惑駐車を取り締まりや看板を設置する等の対策に取り組まれたい。

〔回答〕農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただくとともに、告知看板等による啓発に努めてまいります。指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。

⑤農業用水路等の管理  
農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や葦や水草の繁茂は、悪臭や下流への流れの阻害の原因となっており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなっている。定期的な点検と浚渫工事の実施等に取り組まされたい。また、開発事業の際に、安易に農業用水路を暗渠にするとその後の維持管理に支障が生じるため、必要

最小限度に留めるよう指導されたい。さらには、地元実行組合の要望に沿って実施されている池・川・水路等の草、ゴミの回収を継続されたい。

〔回答〕市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。また、開発事業に伴う農業用水路の暗渠化については、開渠を基本とした指導を引き続き行なってまいります。なお、草やゴミの回収につきましては、地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。

⑥農道や農業用水路の恒常的管理  
農道や農業用水路について、現在は地域の農業者において、除草作業を始めとした管理が行われているが、担い手の高齢化と減少が進む中で、従来の管理方法の継続が困難になることが想定されることから、行政における恒久的な支援を検討されたい。

④農道の管理  
農道での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障を

つきましては、告知看板等による啓発に努めてまいります。フェンスの設置につきましては、各農業者や農業関係団体等での対応をお願いいたします。

⑥農道や農業用水路の恒常的管理  
農道や農業用水路について、現在は地域の農業者において、除草作業を始めとした管理が行われているが、担い手の高齢化と減少が進む中で、従来の管理方法の継続が困難になることが想定されることから、行政における恒久的な支援を検討されたい。

〔回答〕地元農業関係団体等が所有する農業用水路つきましていることから、持続可能な管理方法等についてご検討いただきますよう、お願いいたします。

農道につきましても、地元管理を原則として、農業基盤保全事業を活用することも視野に入れご検討くださいますようお願いいたします。

⑦ため池の適正な管理

ため池の適正な管理に向けて、市においては、教育委員会や各自治会を通してその有用性、危険性について啓発に取り組んでおり、各地域としてため池にフェンスを張り巡らせ危険を回避するために努めているところである。しかしながら、フェンスを乗り越える者、さらにはフェンスを損壊して侵入する者が後を絶たず、警察へ通報せざるを得ない事案も多数発生しているのが現状である。市においてもため池の適正な管理に向けて、以下の意見について対応されたい。

(I) 教育委員会や学校、自治会を通じたさらなる啓発の強化に取り組まれたい。

〔回答〕ため池に入るなどの行為は、安全面においても非常に危険であるため、学校を通じて小中学生に対し、ため

池に立ち入らないよう指導してまいります。

(II) 警察と協力し、定期的なパトロール体制が実現するよう取り組まれたい。

〔回答〕庁内関係各課をはじめ、警察、消防等と連携して、ため池や水路の危険箇所の点検を行っております。「こどもの水の事故防止運動合同パトロール」等を通じ、引き続き適切な安全対策を図ってまいります。



ため池に設置された柵と看板

〔回答〕ヒシ等の駆除対策につきましても、日常管理の一環としてご対応ください。

⑧農業用水の水質保全

農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。地域において監視強化を図っているものの、市においても地元実行組合の要望に応じ、水質検査を実施するとともに、関係機関と連携し、警告看板の設置や事業者等に対する指導を始めとした対策に取り組まれたい。

〔回答〕農業用水の水質検査につきましては、水取水期に市内9地点で実施し、その結果をホームページ等にて公表しております。また、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、原因者に対する改善指導を行い、油や汚水等の流入の未然防止を図っております。

⑨良好な農空間の維持

農地やその近隣の開発にあたっては、周辺の営農に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と十分に協議するように指導されたい。

〔回答〕開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導してまいります。

⑩農業用水路の占拠への対策

農業用水路やその側道の里道上に個人が工作物（鉄板等）を設置

し、物置や植木を置く等の行為で占拠を行っており、水路掃除を始めとした地域における維持管理に支障をきたしている。維持管理のみならず、事故発生時の対応の障害にもなりうるため、市において撤去するよう指導を徹底されたい。



地域に親しまれている郡家のコスモス畑

# 祝 100号

# 「農業委員会だより」の軌跡

### 創刊号

## 農委だより

TAKATSUKI

**創刊号**  
平成6年1月  
編集・発行  
高槻市農業委員会  
高槻市統御町2番1号  
☎74-7456

高槻市長  
江村利雄

高槻市農業委員会  
会長 井川勝巳

高槻市農業委員会  
副会長 井川勝巳

**創刊を祝って**

「農業委員会だより」は、平成6年1月に創刊されました。この創刊を記念して、これまでの軌跡を振り返ります。

**農業委員会会長に 橋長俊彦氏が選任**



農業委員会の発展に資することを期し、平成6年1月に橋長俊彦氏が会長に選任されました。橋長氏は、農業の発展に資することを期し、平成6年1月に橋長俊彦氏が会長に選任されました。

**現会長は平成26年に選任**

農業委員会の活動 (7月)

5月18日 第5回定例会・第5回常任会議

**21号 総合営農センター 期待される緑彩館**

総合営農センターの開設が、市民にとって大きな利便をもたらすものと期待されています。



**50号 地域農業の発展を期待し創刊**

農業振興と農地保全をめぐる基本条例の制定が、地域農業の発展に大きく貢献するものと期待されています。



**81号 都市農業振興基本法が成立**

都市における農業の多面的な機能に期待を込めて、都市農業振興基本法が成立しました。



**83号 農業関連情報も取材**

地産地消推進協議会が近畿農政局長を受賞しました。



**87号 都市農業の発展に資することを期し...**

農業委員会の活動 (7月)

5月18日 第5回定例会・第5回常任会議

**91号 都市農地保全に向けて 生産緑地面積要件緩和等を要望**

農業委員会は、都市農地保全に向けて、生産緑地面積要件緩和等を要望しました。



## 農業者の声を施策に反映